

# 大阪市における今後の同和行政の あり方について（意見具申）

平成 13 年（2001）10 月

大阪市同和对策推進協議会

平成13年10月30日

大 阪 市 長

磯 村 隆 文 様

大阪市同和対策推進協議会

会 長 山 本 登

大阪市における今後の同和行政のあり方について（意見具申）

平成12年7月7日、大市民第501号によって依頼のあった「大阪市における今

後の同和行政のあり方について」、本協議会は慎重に審議を続けてきたが、この程結

論を得るに至ったので、別紙のとおり意見を具申します。

## 目 次

1 . はじめに	これまでの経緯	1
2 .	同和問題の基本認識	5
3 .	今後の同和問題解決のための基本目標	6
4 .	「同和問題の解決に向けた実態等調査」からみた現状と課題	7
5 .	同和問題解決のための施策の方向	13
( 1 )	特別措置としての同和対策事業の終了	13
( 2 )	基本的な施策の方向	14
	市民の人権意識の高揚を図るための取組み	14
	地域住民の自立と自己実現を支援するための取組み	17
	施設を活用して住民交流を促進するための取組み	20
( 3 )	人権行政の推進体制	21
	人権行政の庁内推進体制	21
	大阪市同和対策推進協議会	22
	(社)大阪市同和事業促進協議会	22
	関係公益法人等	23
6 .	おわりに	24

## 1 . はじめに - これまでの経緯

20 世紀は、科学技術が著しく進歩し、物質文明が発展を遂げた時代であったが、その反面、2 度にわたる世界大戦をはじめとせずかずの地域紛争や人間疎外から地球規模の環境破壊に至るさまざまな課題が生じた時代でもあった。

21 世紀のキーワードは「人権」であるといわれ、共に生きる心の豊かさが求められている。21 世紀が人権文化のあふれる「人権の世紀」となるよう努力すること、とりわけ、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決に向けて努力することは、国際的な責務である。

大阪市における戦後の同和事業は、昭和 27 ( 1952 ) 年度に「地区改善施設整備費」の予算を計上してトラホーム診療所を建設したことに始まる。昭和 30 ( 1955 ) 年 4 月には、大阪市の同和事業をより積極的に推進するための調査研究機関として、民生局福祉課の中に「大阪市同和問題研究室」が開設され、また昭和 31 ( 1956 ) 年度には個人給付的事業の最初の事業として「なにわ育英資金」( 現在の高校奨学金 ) が制度化され、昭和 33 ( 1958 ) 年度から同和地区における住宅建設事業が本格的に着手された。

このような情勢を受け、昭和 38 ( 1963 ) 年 11 月に「同和対策その他、地区改善対策に関する事項の調査・審議及び市長に対する意見の具申に関する事務」を担当する附属機関として設置された「大阪市地区改善対策審議会」は、「本市同和地区の諸問題を解決するための基本的方針について」の諮問に対し、昭和 40 ( 1965 ) 年 12 月、とくに緊急を要する課題である「同和地区における隣保館 ( 市民館 ) の建設運

営に関する中間答申」を提出した。なお、同審議会は、昭和 41 (1966) 年 10 月には大阪市同和対策審議会 (以下「市同対審」という。) に改組された。

昭和 40 (1965) 年 8 月、国の同和対策審議会答申 (以下「国の同対審答申」という。) が出され、この答申を受けて、それまで、民生局の福祉対策として実施されていた同和対策について、市全体の機構で取組むため、昭和 41 (1966) 年 10 月、統括部局として同和対策部が設置されるとともに教育委員会に同和教育指導室が設置された。

昭和 43 (1968) 年 10 月に市同対審が「大阪市同和地区の長期計画樹立のための基本的構想について」答申し、同和問題の解決に向け具体的施策を求めた。

昭和 44 (1969) 年 7 月に「同和対策事業特別措置法」が制定され、以後 2 度の特別措置法に基づき 30 年余りにわたり、大阪市では同和地区の生活環境の改善や、地域住民の自立・自覚を促進するとともに、地域におけるセンターとしての解放会館をはじめとする各種地区施設を整備するなど同和問題の早期解決を目指して特別対策を実施してきた。

また、昭和 46 (1971) 年には、同和対策の推進にかかる重要事項の調査審議を行うため、「大阪市同和対策推進協議会」(以下「同推協」という。) が設置された。

平成 8 (1996) 年 5 月、地域改善対策協議会意見具申 (以下「地対協意見具申」という。) が出され、同和問題は依然としてわが国における重要な課題であること、同和問題の解決に向けた今後の取組みは、人権に関わるあらゆる問題の解決につなげていくという広がりをもっ

た現実の課題であることが指摘された。また、特別対策は事業の実施の緊要性等に応じて講じられるものであり、従来の対策を漫然と継続していたのでは同和問題の早期解決にいたることは困難であり、なお残された課題については一般対策に必要な工夫を加えて対応するという基本姿勢に立つべきであること、などの基本方向が示された。

くわえて、同和問題の解決のための今後の重点施策として「差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進」と「人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化」についての提言もあり、平成8(1996)年12月には「人権擁護施策推進法」が施行され、法律に基づいて「人権擁護推進審議会」が設置され、「人権教育・啓発の推進」と「人権侵害の被害者救済」について諮問された。

地对協意見具申を踏まえ、国においては、特別対策は終了することを基本としつつ、経過措置として法的措置を講じることを含む閣議決定がなされ、平成9(1997)年3月、特定の事業については平成14(2002)年3月末を期限として、5年間の経過措置等が定められるなど「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下「地对財特法」という。)の一部を改正する法律が施行された。

平成11(1999)年7月に、国では人権擁護推進審議会の「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」の答申が出されるとともに、平成12(2000)年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・啓発に関する国、地方公共団体及び国民の責務や国の啓発計画の必要性が明らかにされた。平成13(2001)年5月には、差別や虐待などの人権侵害に対する新たな救済

策を検討してきた国の人権擁護推進審議会は、「人権救済制度の在り方について」答申を出した。

大阪市では、平成 9 (1997) 年 1 月、同推協が「大阪市における今後の同和行政のあり方について」意見具申し、地対財特法の期限後の同和行政について、今後は同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けて努力する必要がある、とする施策推進の基本的な認識を示した。

大阪市においては、平成 9 (1997) 年 8 月、人権意識の普及・高揚を図り、人権尊重のまちづくりをめざして「大阪市人権教育のための国連 10 年行動計画」を策定し、同和問題を人権問題という本質から捉え、総合的な人権施策を推進するために、平成 10 (1998) 年 4 月には同和対策部を人権部と改組するとともに、同和教育企画室を人権教育企画室に改組した。平成 11 (1999) 年 4 月には、人権の尊重を基本として将来を見通した総合的な行政を推進するために「大阪市人権行政基本方針」を策定した。そのなかで、「だれもが個人として等しく尊重され、共生していく差別のない社会を実現し、自らの人生を自分で切り拓き、自己の能力を発揮でき、いきがいのある人生を創造できる社会を実現していくこと」を基本理念として、これまでの同和行政の成果を踏まえながら、今後の同和問題の解決のための施策を人権の確立をめざす総合的な施策のなかに新たに再構築し、市民一人ひとりの人権尊重を基礎とした施策の企画や運営システムの確立、人権行政推進の体制づくりを目指している。また、翌年には「大阪市人権教育基本方針」が策定された。

平成 12 (2000) 年 4 月、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」が施

行され、大阪市ならびに市民の責務を明らかにするとともに、「人権施策推進審議会」の設置をはじめ、人権啓発に関する事業の実施にあたっての「大阪市人権啓発推進協議会」との連携など、大阪市の人権施策の推進に必要な事項が定められた。

また、平成 13 ( 2001 ) 年 3 月には、国連の「人種差別の撤廃に関する委員会」が日本政府に対し、同和地区の人びとを含め、差別からの保護ならびに市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利の完全な享受を確保するよう勧告した。

近年の人権尊重の世界的な潮流のなかにあって、わが国において人種差別撤廃条約等の人権に関する国際的諸条約の締結、法的整備、人権擁護・尊重や人権意識の普及・啓発に関する施策が進められてきたことは、同和問題の解決に向けた取組みにとって大きな力になっている。

## 2 . 同和問題の基本認識

同和問題は、日本国民の一部の集団が、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、長年にわたって社会的・経済的・文化的に低位の状態に放置され、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていない深刻で重大な人権問題である。

大阪市においては、同和問題を人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権

にかかわる深刻かつ重要な課題として受け止め、同和問題の解決を市政の重要な課題として位置付けて、国の特別措置に基づき同和対策を推進してきた。

その結果、かつての生活環境の劣悪さが差別意識を再生産するような状況は基本的に解消され、同和問題は解決に向けて大きく進んだが、教育・啓発や就労などの面では、なお課題が残されている。

部落差別の解消は、日本国憲法の実現するものに外ならず、部落差別が現存する限り、同和問題の解決に向けた取組みを積極的に推進していく必要がある。さらに、地対協意見具申の「同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けて努力する必要がある」、「人権に関わるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である」、また、「特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものではない」という指摘を踏まえ、同和問題の解決に向け、今後とも積極的に取り組む必要がある。

### 3. 今後の同和問題の解決のための基本目標

同和問題の解決を目指す行政の取組みが、大きな転換点を迎えた現在、今後の同和問題解決のための施策の基本目標は、部落差別を解消し、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指し、同和地区内外の住民が協力して自らのまちづくりを進めていくための協働関係を構築し、一体となったコミュニティの形成を図ることである。

そのためには、

市民の人権意識の高揚を図るための諸条件

地域住民の自立と自己実現を支援するための諸条件

地区施設の活用を図り、同和地区内外の住民の交流を促進するための諸条件

の整備を図ることが必要である。

同和問題の解決に向けた施策の目標は、差別の結果として生じている較差の是正のみならず、差別を生み出している原因を取り除いていくという視点に立って、これまでの成果を後退させることなく、「人権尊重の社会づくり条例」の理念でもある市民一人ひとりの人権が尊重される「国際人権都市大阪」の実現を目指していくことである。

#### 4 . 「同和問題の解決に向けた実態等調査」からみた現状と課題

平成 12 ( 2000 ) 年 5 月に、同和問題の解決のため、同和地区における生活実態及び課題並びに市民の人権意識の状況を把握し、差別を生み出している原因等を調査することにより、さまざまな人権問題の解決につなげていくという広がりをもった法期限後の同和問題の解決のための施策のあり方を検討するための基礎資料を得ることを目的として「同和問題の解決に向けた実態等調査」(以下「平成 12 年度実態等調査」という。)が実施された。

大阪市内の同和地区は、それぞれの面積も人口も異なり、住民の流入や住環境、生活基盤や自主的な地域活動の内容などにおいてそれ

ぞれ個性をもった居住エリアであるが、市全体としての調査結果の概要と課題は、以下のとおりである。

同和地区では、高齢者の単独世帯や、高齢者夫婦世帯、母子・父子世帯の構成比が高く、これら的高齢者世帯、母子世帯については、地区外からの転入者の比率も高くなっている。とくに学歴の高い層や若年層が同和地区から流出し、低所得層、母子家庭、障害者など、行政上の施策等による自立支援を必要とする人々が同和地区に來住している動向がみられる。

さらに、現住地区出身の住民は 4 割弱、他の同和地区出身の來住者は 2 割弱、同和地区出身ではない來住者が 4 割強である。

一方が同和地区出身者の夫婦の比率が増加しており、若い世代ほど同和地区内外の結婚が増加している。「差別を受けたことがある」と答えた人は約 4 分の 1 であり、そのうち結婚に関わる被差別体験を有する人が約 2 割ある。また、自分が同和地区出身者と自認している人のうち 2 割が結婚の破談経験を有し、そのうちの約 3 割は同和問題が関係していたと思うとしている。さらに、約 2 割の市民が、結婚に際して相手が同和地区出身者かどうか気になるとしていることは、同和問題に対する市民の意識の反映であり、根強い差別意識の解消や差別を乗り越えて結婚しようとする人々に対する相談機能等の整備が求められる。

不就学の減少と高学歴化の進行により、高校進学率は 9 割以上ま

で高まり、若干の較差がなお残るものの大きく改善された。しかしながら、中退者がかなり多く、就労条件等においてさまざまな影響を受けており、そのうち 3 割強が再学習したいと考えている。これらの再学習のニーズに応える学習機会の提供の充実が求められる。

同和対策の奨学金制度については、制度を利用した人が半数以上おり、高校・大学への進学率を高め、学歴構成の較差是正に貢献している。同和対策の奨学金がなかった場合、制度を利用した人の 6 割の親が子どもの進学に対する態度に変化があったと答えており、そのうちとくに、大学進学に際して子どもが女性の場合には、態度に変化があったと思うと答えたものが多い。同制度の廃止は進学率の低下を招きかねず、較差の拡大の恐れもある。奨学金については、経済的理由により進学を断念することのないよう、地域での相談体制を充実するなど一般の奨学金制度の積極的活用が図られる必要がある。

平成 12 年度実態等調査の実施時期が、介護保険制度が始まって 1 ヶ月余りの時点であったことを考慮する必要があるが、介護や援助を必要としているにもかかわらず、要介護認定の申請をしていない第 1 号被保険者が多い。また、介護保険の被保険者において、制度が複雑でわかりにくいという意見の比率が高いことや、家族による介護への依存が大きな比重を占めているといった傾向がみられる。

また、生活援助や、住宅相談、健康づくり、いきがいづくり、生活相談などのニーズが高い一方で、保健・福祉サービスを受けると

きに困った経験を持つ人が多い。このことは保健・福祉サービスが選択方式の自立支援型に転換しつつあるなかで、一律な個人給付等の福祉対策になじんできた同和地区住民にとまどいが生じていることをうかがわせる。このため、介護保険や保健・福祉サービスのきめ細かな周知とともに、総合的な相談活動の充実が求められる。

同和地区のパソコンの普及率は全国と比べ大きな較差がみられるとともに、インターネットの利用率も全国の利用率の半分にとどまっている。こうした実態は、学歴構造や高齢化率の高さと関連して、同和地区のおかれた状況が高度情報化社会における「情報較差」という一般的な課題を集約的に現しており、このことが、再び同和地区の社会的、経済的較差の拡大にならないような手立てが必要である。

失業率は、男女とも大阪市平均を上回っている。とりわけ、若年層の失業率が非常に高く、また、主たる家計維持者にあたる40～44歳の男性の場合は、大阪市の2倍以上になっている。さらに、就業者の勤続期間が短く、とくに高校を中退した階層は卒業者に比べ、就労実態において不安定な状態におかれていることから、就職困難層の自立就労支援など新たな労働行政の推進が課題となっている。

「障害のある人」の就労状況についてみると、「障害のある人」の就業率は、「障害のない人」の4割であり、また、その就労希望の理由は、経済的理由がもっとも多いが、次いで生きがいが理由になっているので、障害者の就労問題については生きがいの観点からも取

組むべきである。

現在の住宅に「住み続けたい」とする人が5割近くいるが、一方、若年層、高学歴層に「できれば住み替えしたい」という意向が多い。また、現在の住宅から住み替えを希望する人のうち、地区内での住み替えを希望する人の方が地区外転出を希望する人より多い。なお、同和地区内の市営住宅の5割弱は昭和35～45年に建設されており、狭小なものが多い。同和地区内の住宅は、概ね最低居住水準を満たしているが、誘導居住水準との間には差があり、とくに、多人数世帯では比較的厳しい状況にある。

老朽住宅の建替に際しては、さまざまなニーズに対応した多様な住宅供給の促進など定住魅力のあるまちづくりが課題になっている。

約9割近くの市民が、「被差別部落」「同和地区」あるいは「部落」について認識しており、約4割の市民が家の購入やマンションを借りる際に同和地区を避けると答えている。

また、差別の原因については、「同和地区だけに特別対策を行うから」や「同和地区に対する偏見が強く、市民の人権意識が低いから」をあげる人が多い。その一方で、約7割の市民が、「同和地区と周辺地域の人々が交流を深め、協力して『まちづくり』を進める」ことや「学校教育・社会教育を通じて、差別意識をなくし、人権を大切にする教育・啓発活動を積極的に行う」ことで同和問題を解決することができると考えている。

同和問題の啓発にあたっては、市民が正しく理解し認識を深める

ことはもちろんのこと、より一層啓発の効果をあげるために、地域住民に対する差別の厳しさだけでなく、同和問題が解決可能な問題であるという具体的な展望を示すことや、住民交流の促進やコミュニティづくりなどの差別を乗り越える人間関係づくりを目指すべきである。

以上のように、近年のわが国における社会経済状況の変化や高齢社会の急速な進展等もあって、同和地区においては、教育、就労、福祉等の分野での課題がみられる。なお、市内の同和地区は実態調査によれば多様な様相を示しているという事実を踏まえる必要がある。

また、市民の同和問題に関する理解は相当に進んできてはいるものの、結婚や就職、不動産の購入などに際して忌避的な態度がみられるとともに、平成10(1998)年に、市内の調査業者が企業から依頼された採用応募者の調査に際し、「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」に違反する身元調査を行っていた事例など、部落差別事象も跡を絶たない状況にあり、今なお差別意識の解消は十分に進んでいるとは言えない状況にある。

これまでの同和地区のさまざまな課題は、同和地区に固有の課題として捉えることが可能であったが、調査結果の住民構成によると同和地区における人口の流動化、とりわけ、さまざまな課題を持った人々が来住してきた結果、同和地区に現れている課題は、現代社会が抱えるさまざまな課題と共通する都市問題であり、それらが同和地区に集中的に現れているのはいうまでもない。

## 5 . 同和問題解決のための施策の方向

### ( 1 ) 特別措置としての同和対策事業の終了

同和対策事業は、本来、一般施策で実施すべきものであるが、地区の環境改善や地区住民の生活向上が緊急の課題であったこと、また、こうした課題に一般施策が十分対応できなかったことから、これまで地区や地区住民を対象に特別措置として実施してきたものであり、地区の環境改善や住民の生活の向上に極めて大きな役割を果たしてきた。

これまで大阪市においては、同和問題の解決を市政の重要な課題として取り組んできた結果、環境改善を中心とする特別措置による物的事業は完遂する状況にあり、同和地区のかつての劣悪な住環境は基本的に解消されたといえることから終了すべきである。

また、個人給付的事业についても、従来の対策を漫然と継続していたのでは同和問題の早期解決は困難であるとの指摘もあり、また、同和地区住民が一律に低位な生活実態ではなくなってきたこと、施策ニーズが多様化し、当初のニーズが低下してきたことや一般施策の充実などにより所期の目的を達成したといえるので廃止すべきである。

さらに、地对財特法が失効し、特別措置法に基づく同和対策事業の前提となるいわゆる「地区指定」はなくなることになる。また、同和地区における住民の流出入の多さ、とりわけ同和地区外からの来住者の増加は、地域を限定した住民に対する一律の施策の実施そのものの困難さを示すものといえる。

したがって、平成 14 ( 2002 ) 年 3 月末の現行法期限をもって、同和地区および同和地区住民に限定した特別措置としての同和対策事業は廃止すべきであり、今後の残された課題の解決については、一般施策での対応を検討する必要がある。

## ( 2 ) 基本的な施策の方向

法期限後の同和問題の解決に向けた施策は、結婚や就職等に現れる根深い差別意識の解消に向けた人権教育・啓発の推進、人権侵害の救済について実効性のある施策の推進や、実態調査の結果に現れたさまざまな課題の解決に向けた取組みを、財政状況を考慮しながらこれまでの成果を損なうことなく円滑に進めることである。さらに、高い失業率や情報較差の進行など、社会の仕組みの変化が新たな較差や差別を生み出さないためにも、現代社会の抱える諸問題に対して、さまざまな行政上の課題を持った市民の自立と自己実現を支援するという視点に立って、一般施策に工夫を加え、より有機的・効果的な施策を推進していくことが必要である。

### 市民の人権意識の高揚を図るための取組み

大阪市においては、これまでも同和問題をはじめ、外国籍住民、障害者、高齢者、子ども、女性をめぐる問題等について、平成 9 ( 1996 ) 年 1 月の同推協意見具申の指摘を踏まえ、「大阪市人権教育のための国連 10 年行動計画」に基づき啓発を積極的に行ってきた。

今後は、平成 13 ( 2001 ) 年 3 月に策定した「大阪市人権教育のための国連 10 年後期重点計画」にそって、情報提供や多様な学習機会の充実等を図るとともに、学習ニーズにそった教材などの学習環境の整備を行い、市民学習や啓発を推進する身近な指導者の養成が必要である。これらの推進にあたっては、大阪市における施策の展開とあわせて、生涯学習と密接に連携した取組みが重要である。

人権が尊重される社会づくりの主役は市民であり、人権教育・啓発の趣旨は単に差別意識の解消だけではなく、市民が人権尊重の社会づくり・まちづくりに主体的に参加していくことにある。そのために、地域における人権教育・啓発の推進を重視し、創意工夫して効果的な人権教育・啓発に取組む必要がある。

大阪市においては、人権啓発推進員を養成し、地域における人権啓発の取組みに成果をあげてきた。また地域には、人権擁護委員や、民生委員・児童委員など社会的に重要な役割を担っているリーダー、市民団体や NPO など豊富な人材と組織が存在しており、これらの人びとと連携した取組みが求められている。

また、大阪市及び各区においては、さまざまな市民団体等によって構成される人権啓発推進協議会が設置され、市民啓発の推進に大きな役割を果たしてきており、今後とも、人権啓発推進協議会との密接な連携を図ることが重要である。あわせて、さまざまな公的施設や機関とのネットワークの構築に努める必要がある。

企業は、地域社会を構成する法人市民であり、公正な採用による就職の機会均等と人権問題についての正しい理解と認識が必要であることから、大阪市においては企業啓発に取組んできており、今後とも人

権研修等が積極的に推進されるよう、支援に取り組むことが重要である。

同和問題に対する正しい理解と認識を深め、人権行政を推進するため、職員の人権研修の充実は重要であり、業務遂行にあたって人権課題についての情報提供や、効果的な人権研修が実施されるよう取り組みを進める必要がある。

さらに、国に対しては、人権教育・啓発に関する施策を総合的に推進するとともに、地方公共団体における積極的な取り組みのために所要の行財政措置を講じることを求めていくべきである。

平成13(2001)年5月の「人権救済制度の在り方について」の答申のなかで、「人権委員会(仮称)」という独立の機関を中心とした新たな人権救済制度の整備を提言しており、身近な相談体制を整備する地方公共団体との連携についても指摘している。

同和問題をはじめとするさまざまな人権問題に関わる相談は、複数の要因が複雑に絡み合っているものが少なくない。相談機関においては、適切な助言等を通じて人権侵害の発生や拡大を防止し、当事者による紛争解決を促すとともに、事案に応じては、他の適切な機関に紹介、取次ぎをすることが求められる。

人権に関わる総合的かつ効果的な相談体制を整備するには、相談機関相互のネットワーク化を進めつつ、市民にとって身近な行政機関である区役所において、相談機能の確立を図ることが効果的である。その際、人権相談を受ける相談員の育成等の人材養成や相談活動を通じて得られるさまざまな事例の蓄積などの体制整備を図る必要がある。さらに国の動向を踏まえながら、「人権擁護推進審議会」の答申で提言

された人権救済機関との連携・協力体制を検討するとともに、国に対して、実効性のある人権救済制度の整備を求めていくことが必要である。

#### 地域住民の自立と自己実現を支援するための取組み

教育については、今後、学校教育での一層の学力の定着、進路指導等の充実とともに、家庭・地域の教育力向上を図る必要がある。さらに、近年の情報環境の急激な進捗にともない、情報較差が生じないように、それぞれの施設の特性を踏まえた情報機器利用に関わる学習機会の提供が必要となっている。そのためにも諸施設の積極的活用が望まれる。

大阪市では、平成 12(2000)年に策定した「大阪市教育改革の基本方向」のなかで、「人間尊重の教育」を学校教育の基盤として位置付けるとともに、学校・家庭・地域の連携による開かれた学校づくりを進め、学校を核とした地域のネットワークづくりに努める必要があることを明記している。今後、そのような教育改革を進めていくなかで、「大阪市人権教育のための国連 10 年後期重点計画」に基づき各校園で「行動計画」を作成し、一人ひとりの児童・生徒を大切にす教育をさらに進めるなど、人権教育のより一層の充実に取り組むことが求められている。

地域福祉については、近年、大きな変革が進んでいる。平成 12(2000)年 4 月から介護保険制度が実施されるとともに、同年 6 月、社会福祉

の基礎構造全般についての抜本的な改革を目指した「社会福祉法」が成立した。これら制度改革における基本理念は、「個人が尊厳を持って自立した生活が送れるように支える」というものであり、福祉サービスは「措置」によるものから、利用者と事業者との「契約」によるものへと改められた。利用者本位の社会福祉制度の確立を図るため、福祉サービスの質の向上を図る措置を講ずるとともに、利用者に対する情報提供や苦情解決、地域福祉計画の策定や権利擁護の仕組みづくりの推進が求められている。さらに、社会福祉事業を計画的に推進するとともに、住民の自主的な活動と公的サービスの連携によって地域での生活を総合的に支援することが求められている。

今後は、同和地区において進められてきた地域住民に対する総合的な相談や支援の取組みによって培われた蓄積を踏まえ、諸施設の有効活用を図りながら、人権尊重、自立支援の視点に立った、多様な福祉サービスを提供していく必要がある。あわせて、周辺地域住民と協働して地域福祉のまちづくりの取組みを進めていくことが望まれる。

また、保健・医療については、急速に高齢化が進展するなかで、生活習慣病や疾病の第1次予防、健康の保持増進を視野に入れながら、福祉との一層の連携のもと、各種施策の効果的な推進が必要である。

共同浴場や地区医療施設については、コミュニティの育成や地域福祉の推進、地域医療や予防医療の視点から今日的な課題を整理し、利用状況、周辺における整備状況、地域のニーズの動向等を勘案し、果たすべき役割、機能及び今後の運営や支援のあり方について検討を加えるべきである。

就労については、地域住民の自立を支援するうえで、根本的かつ緊急を要する課題であり、変化しつつある社会・経済情勢に適切に対応し、市民の雇用・就労という基本的な権利を尊重するため、本市における雇用政策のあり方を早期に確立し、国の施策とあいまって就職困難者が就労に結びつく支援をはじめ、きめ細かい雇用施策を推進していく必要がある。その際、(社)同和地区人材雇用開発センターについては、その名称変更や対象者の拡大を行うなど、同センターの機能の充実、積極的な活用を図ることが望まれる。また、引き続き、関係機関などとの緊密な連携のもとに、雇用の促進に視点をおいた企業啓発や職業能力の開発・向上等の施策についても積極的に推進すべきである。

住宅・まちづくりについては、市営住宅の中には、経年により老朽化しているものや、現在の居住水準からみて狭小となっているもの、設備水準の向上を図る必要のあるものが生じてきている。これらについては、今後、建替や住戸改善等により、計画的に居住水準の向上を図る必要がある。また、高齢者、障害者等が地域で安心して暮らせるよう福祉施策とも連携し、持家施策を視野に入れたさまざまなニーズに対応した、若者から高齢者までが「住み続けられるまちづくり」の施策の推進が求められている。また、その際、国の支援措置の充実を働きかけていく必要がある。今後、市営住宅のより一層的確な管理・運営に向けて、適正入居の確保や家賃収納率の一層の向上を図ることが必要であり、また、若年単身者の入居を可能にするなど、今日的な入居需要に応じた入居のあり方について検討を加えるとともに、空家

の活用を図るなど、市営住宅の入居・管理体制について検討を加えるべきである。

### 施設を活用して住民交流を促進するための取組み

同和問題解決の目標を達成するためには、人権文化センターを核として各種施設の一層の連携を図るとともに、地域住民の積極的な参加意欲を喚起するモデル事業に取り組むことにより、公共施設を中心に同和地区内外の住民が交流を深め、地域が育ててきた人材や住民の連帯意識を生かして、コミュニケーションを図る継続的な取組みを通じて相互理解を促進すべきである。

人権文化センターは、地域住民を対象とした同和問題をはじめとする人権問題の学習・啓発・情報発信の拠点となる人権啓発センターとしての機能、住民交流の拠点となるコミュニティセンターとしての機能や地域住民の自立支援に向けた総合相談機能をより一層発揮すべきである。

青少年会館は、その社会教育・生涯学習機能を活用して、人権教育をはじめとした多様な学習機会の提供を、幅広い連携のもと充実していくことが求められる。とりわけ、青少年育成に関わっては、多様な体験機会を提供するとともに、教育相談や職業観育成に関わる事業を推進する必要がある。

また、老人福祉センターや障害者会館、保育所については、機能の充実を図るとともに、これらの施設を活用して地域における福祉人材の育成やボランティア・NPO等の支援など地域住民自らが状況を変え

ていく力を身につける取組みに力を注ぎ、社会福祉法人はもとより地域住民や団体、事業者を取り込んだ地域システムを構築し、住民参加型の福祉の展開を図っていく必要がある。

### (3) 人権行政の推進体制

#### 人権行政の庁内推進体制

大阪市においては、人権に関する課題の広がりや深まりの中で、行政運営そのものを人権尊重の視点から推進していくために、「大阪市人権行政基本方針」を策定し、大阪市人権施策推進本部を設置するとともに、「大阪市人権尊重の社会づくり条例」を施行し、人権行政推進のための大阪市及び市民の責務を明らかにした。そして、幅広く市民の意見が反映されるよう「人権施策推進審議会」の設置をはじめ、大阪市における人権行政のなかに同和問題の解決のための施策を位置付け、推進している。

今後の同和問題解決のための施策を人権行政の一環として位置付け推進していくにあたっては、同和問題解決をはじめさまざまな人権問題の解決のための総合調整機能を引き続き十分発揮する必要があり、法期限後も人権部及び人権教育企画室の果たす役割は大きい。また、これまでの取組みによって培われた成果を積極的に活用しながら、各行政部局、各区を含めた人権行政の庁内推進体制についても検討すべきである。

とりわけ、市民の身近な窓口である区においては、これまでの同和

問題をはじめとするさまざまな人権問題に対する啓発の成果を踏まえ、それぞれの地域特性に応じて、各区における人権施策を推進する体制が求められている。

### 大阪市同和対策推進協議会

大阪市においては、昭和 43（1968）年の市同対審答申に基づき、昭和 46（1971）年に、「同和対策の推進に係る重要事項の調査審議及び市長に対する意見の具申」を担当事務として「大阪市同和対策推進協議会」を設置し、これまで数次にわたり同和行政の推進に対して意見具申や提言を行ってきた。

大阪市においては、なお同和問題が解決されたとは言い難い状況にあり、今後は人権行政の一環として同和問題の解決のための施策のあり方等について審議していく必要があることから、名称、目的等の変更を含め、新たなあり方について検討し活用を図っていくべきである。

### （社）大阪市同和事業促進協議会

昭和 28（1953）年に、同和問題の早期解決に向けて大阪市の同和対策事業を円滑かつ効果的に実施するための事業協力団体として大阪市同和事業促進協議会が設立された。

（社）大阪市同和事業促進協議会及びその構成団体の地区協議会（以下「市同促・地区協」という。）は、同和問題の解決を図るため、同和対策事業の円滑な推進をはじめ、啓発や福祉、保健など人権に関わる

諸施策に協力するなどの実績を有している。

平成 14 ( 2002 ) 年 3 月末で、特別措置としての同和対策事業の実施協力団体の役割は終える。しかしながら、同和問題解決のためには、地域住民の自主的な取り組みが必要であることから、今後は、差別の実態を把握し、地域住民が持つ個々のニーズを踏まえ、必要な調整等を行い、自立に向けた適切な支援の役割とともに、地域における人権啓発、人権相談、まちづくり支援の役割を担い、人権文化センターをはじめとするさまざまな施設を活用して事業等を実施するなど、人権施策の推進に寄与する協力機関として位置付けるべきである。そのため、これまでの成果を継承し、名称・役割・機能を抜本的に改革するとともに、より一層、開かれた組織とし、運営の公開性を確保しつつ、同和問題解決のための施策をはじめとする人権施策の推進に寄与する新たな公益法人としての機能を果たすことを求めるべきである。

とりわけ、改組後の地区協は、周辺地域の住民も参加した地域での取り組みを推進する組織として整備すべきであり、各種施設との連携を図りながら、周辺地域を含むさまざまな相談活動を通じた地域住民の実態・ニーズの把握、地域住民の自立支援のための一般施策の普及・定着、同和地区内外住民の交流促進を通じての人権尊重のまちづくりの機能を担うことが期待される。

#### 関係公益法人等

( 社 ) 部落解放・人権研究所については、今後、さらに調査・研究活動を深めるとともに、これまでの研究活動等を通じ蓄積されてきた

実績とノウハウを活かし、より専門的な人権教育・啓発や人権に関する情報収集・提供、人材養成等の取組みを通じ、同和問題解決をはじめ一人ひとりの人権が尊重される豊かな社会の実現に寄与することが求められており、大阪市としても必要な支援を行うことが望まれる。

なお、さまざまな人権の課題に関わっては、行政が行う取組みに加えて関係公益法人等や NPO を含めた市民の自主的な諸活動が重要な意義をもっていることから、今後、関係公益法人等には、同和問題の解決をはじめ一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に、より一層寄与することが求められており、関係公益法人等との連携を促進すべきである。

## 6 . おわりに

誰もが個人として等しく尊重される社会を実現することが、まちづくりの基本であるという認識のもとに、いかなる差別もなく、市民の基本的な権利が確保され、誰もが自己の能力を最大限に発揮できる社会が「国際人権都市大阪」の目標である。

大阪市では、これまで取組まれてきた同和対策事業の成果、市民の同和問題に対する理解や人権意識の高揚もあって、同和地区内外の住民を隔ててきた差別の壁が崩れつつあり、さらに、住民相互の交流が深まり、協働して「コミュニティづくり」を進める条件が整ってきた。

家族の機能が衰退し、近隣関係が消えようとしているなど地域社会の崩壊が進んでいる現代社会において、地域の子どもたちに注がれる

大人たちのまなざし、長年住み慣れたわがまちを離れたくないと願う高齢者たちの思い、若い親たちが子育ての悩みや相談を気軽にできる近所づきあい等、地域に住む人々による信頼と愛情でそれらをかなえる人間関係と相互扶助のネットワークの構築など「コミュニティづくり」が、いま、求められている。

このような「コミュニティづくり」は、人間性豊かな社会を形成するうえでも、また、市民のわがまち意識を培い、大阪市に対する愛着や誇りを育てるうえでもきわめて重要である。さらに、住民の流動性が高く、核家族化の進行などによって地域社会に対する関心や住民相互の連帯意識が希薄になりがちな大都市にあっては、「コミュニティづくり」を促進していくことの意義はとくに大きいものがある。

今日の地域社会において、市民の相互扶助を目的として子育て支援のネットワークや高齢者・障害者への給食サービスなど、NPO やボランティアグループ等の自主的な地域活動が活発になってきている。

こうした状況のなか、これまでの同和地区においては、地域住民が部落差別という深刻な人権侵害に対して闘ってきたパワーと地域的な連帯が形成されてきている。また、活動の拠点となる場など、身近な地域の人間性の回復を求めた主体的な「コミュニティづくり」を展開する条件が整備されていることから、今後、これらの地域からの発信によって大阪市全体に人権尊重のコミュニティが構築されていくことを期待するものである。

# 資 料

大市民第 501 号  
平成 12 年 7 月 7 日

大阪市同和対策推進協議会  
会長 山本 登 様

大阪市長 磯 村 隆 文

大阪市における今後の同和行政のあり方について（依頼）

大阪市における今後の同和行政のあり方について、貴協議会の御意見を賜りたく、御審議をお願いいたします。

（依頼趣旨）

本市におきましては、昭和 28 年に同和施策を実施して以来、昭和 43 年 10 月の本市同和対策審議会答申及び「同和対策事業特別措置法」をはじめとする国の一連の特別措置法並びに貴協議会から数次にわたる意見具申、提言を基本に、同和行政を市政の重要な柱と位置づけ、地区の実態に即した施策を各分野にわたって積極的に推進してまいりました。

その結果、地区住民の自主的努力や市民の理解と協力もあいまって、地区住民の生活実態は著しく改善され、とりわけ生活環境整備の面ではおおむねその目的を達成できる状況になっております。

平成 9 年 1 月の「大阪市における今後の同和行政のあり方について」の貴協議会の意見具申では、今後の同和行政は「地区住民の自立」「差別意識の解消」「地区内外住民の交流」を基本目標に、一般施策を有効・適切に活用し残された課題の解決にあたることを基本方針として進めるべきであるとの、ご提言をいただいたところでございます。

本市におきましては、この意見具申の趣旨に沿い、同和地区解放会館や青少年会館の条例改正を行い、より広く市民が利用できる施設に転換したほか、大規模地区におけるまちづくりなどにも一般施策を活用するとともに、市民啓発の充実や残された物的事業の早期完遂など、真に必要な施策の適切かつ効果的な実施に鋭意努めておりますが、教育、就労、産業など主としてソフト面ではなお残された課題がみられるとともに、差別事象の発生にみられるように人権意識の高揚を図る啓発は重要な課題になっております。

今後、同和問題解決のための取り組みを、人権の確立をめざす総合的な施策の推進のなかに位置付け、同和地区の実態及び市民の人権意識の状況を踏まえ、同和問題の一日も早い解決を図っていく必要があります。

現行「地対財特法」の期限切れを 2 年後に控え、大阪市における法期限後の同和行政のあり方についてご意見を賜りたく、ご審議をお願いする次第でございます。

大阪市同和対策推進協議会の審議経過

(平成12年7月7日～平成13年10月26日)

年 月 日	審 議 経 過
平成12年7月7日	同和対策推進協議会総会 (市長から協議会に対して審議依頼)
平成12年9月4日	検討委員会
平成12年10月3日	検討委員会
平成12年11月27日	検討委員会
平成13年2月2日	検討委員会
平成13年4月11日	検討委員会
平成13年5月14日	同和対策推進協議会総会
平成13年7月13日	検討委員会
平成13年8月7日	検討委員会(素案作成委員会)
平成13年8月16日	検討委員会(素案作成委員会)
平成13年9月11日	検討委員会(素案作成委員会)
平成13年9月28日	検討委員会
平成13年10月5日	同和対策推進協議会総会
平成13年10月15日	検討委員会(起草委員会)
平成13年10月26日	同和対策推進協議会総会

大阪市同和对策推進協議会委員・専門委員名簿

(50音順 敬称略)

会 長	山 本 登	大阪市立大学名誉教授
会長代理	三 輪 雅 久	大阪市立大学名誉教授
委 員	東 延	地元精通者
"	大 山 恵 美 子	大阪簡易裁判所 民事調停委員
"	尾 嶋 静 江	大阪市地域女性団体協議会会長
"	川 崎 裕 子	大阪弁護士会
"	川 村 俊 二	大阪商工会議所事務局長
"	河 本 正 弘	大阪市会 計画消防委員長
"	北 口 末 広	地元精通者
"	駒 井 信 義	大阪市社会福祉協議会会長
"	白 澤 政 和	大阪市立大学生活科学部教授
"	新 堂 庄 二	大阪市会 財政総務委員長
"	菅 井 敏 男	大阪市会 交通水道委員長
"	鈴 木 成 男	大阪市会 民生保健委員長
"	高 田 菊 雄	地元精通者
"	多 賀 谷 俊 史	大阪市会 文教経済委員長
"	中 川 喜 代 子	奈良教育大学名誉教授
"	中 本 順 一	大阪市同和事業促進協議会会長
"	平 澤 徹	大阪府同和事業促進協議会理事
"	福 田 雅 子	ジャーナリスト
"	堀 口 俊 一	大阪市立大学名誉教授
"	山 口 源 治 郎	大阪市人権啓発推進協議会会長
"	山 崎 正 明	大阪市同和事業促進協議会専務理事
"	吉 田 定 治	大阪市地域振興会会長
"	渡 司 考 一	大阪市会 建設港湾委員長
専門委員	三 輪 嘉 男	元神戸学院大学教授
"	村 越 末 男	大阪市立大学名誉教授

印は検討委員会委員

(旧委員)

委 員	足 高 將 司	大阪市会 元文教経済委員長
"	奥 平 昇 郎	前大阪商工会議所事務局長
"	小 笹 正 博	大阪市会 元計画消防委員長
"	北 野 禎 三	大阪市会 元財政総務委員長
"	紀 野 敏 明	大阪市会 元交通水道委員長
"	福山よしてる	大阪市会 元民生保健委員長
"	矢 達 幸	大阪市会 元建設港湾委員長